

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、東日本大震災復興対策本部の設置等を定めることにより、被災地域の復興を迅速に推進して被災地域の社会経済の再生及び生活の再建を図り、もって現在及び将来の世代にわたって国民経済を健全に発展させ、及び国民生活を向上させることに寄与することを目的とすること。（第一条関係）

第二 基本理念

被災地域の復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に

及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、単なる災害復旧にとどまらない抜本的な対策が推進されるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 国民の相互の連帯を基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化及び人口の減少への対応等の我が国が直面する課題や、エネルギーの利用の制約、環境への負荷等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

- 1 何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策
- 2 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

3 地域の特色ある文化の振興並びに地域社会の絆きずなの維持及び強化を図るための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、一から五までに掲げる事項が行われるべきこと。
(第二条関係)

第三 国の講ずる措置

国は、第二の基本理念にのっとり、被災地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。
(第三条関係)

第四 地方公共団体の講ずる措置

地方公共団体は、第二の基本理念にのっとり、被災地域の復興に必要な措置を講ずるものとする。
(第四条関係)

第五 東日本大震災復興対策本部

一 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置くものとする。
(第五条関係)

二 本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

1 被災地域の復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

2 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる被災地域の復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務

3 1及び2に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務 (第六条関係)

三 本部の長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てるものとする。 (第七条関係)

四 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、被災地域の復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てるものとする。 (第八条関係)

五 本部に、東日本大震災復興対策本部員を置き、次に掲げる者をもって充てるものとする。

1 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

2 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
(第九条関係)

六 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする事。

(第十条関係)

第六 現地対策本部

一 本部に、第五の二（一に係るものを除く。）の事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置くものとする事。

二 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定めるものとする事。

三 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てるものとする事。

四 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てるものとする事。
(第十一条関係)

第七 東日本大震災復興構想会議

一 本部に、東日本大震災復興構想会議を置くものとする。

二 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

1 本部長の諮問に応じて、被災地域の復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

2 被災地域の復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

三 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織するものとする。

四 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第十二条関係)

第八 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関

第七の一のほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済

事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができるものとする。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならないものとする。こと。

(第十三条関係)

第九 資料の提出その他の協力の要請

東日本大震災復興構想会議及び第八の合議制の機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができるもの等とすること。

(第十四条関係)

第十 事務局

一 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置き、事務局に、事務局長その他の職員を置くとともに、事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

二 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置くものとする。

(第十五条関係)

第十一 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。
（第十六条関係）

第十二 政令への委任

第五から第十一に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

（第十七条関係）

第十三 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、被災地域の復興のための施策を推進するための行政組織の在り方を見直し、復興庁（東日本大震災により被害を受けた特定の地域の復興のための行政各部の施策の統一を図るため必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置することその他復興庁に関し必要な事項について総合的に検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内を目途として必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（附則第二条関係）